（母子保健法施行規則の一部改正）

第二十三条　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「年齢」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）」を加える。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第二十四条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十二年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第１条関係）

（表面）

戦没者の父母等に対する特別給付金請求書					3－03
戦没者等	フリガナ			生年月日	※１　明治 ２　大正 ３　昭和　　年　月　日
	氏名				
	もとの身分			死亡年月日	※１　昭和 ２　平成　　年　月　日
	除籍時の本籍等				
請求者	フリガナ			生年月日	※１明治 ２大正 ３昭和 ４平成　　年　月　日
	氏名			戦没者等との続柄	
	フリガナ				
	住所				
	個人番号				
被相続人	フリガナ			死亡年月日	※１昭和 ２平成　　年　月　日
	氏名			戦没者等との続柄	
代理人等	フリガナ			区分	※ １代理人　２親権者等　３成年後見人等
	氏名				
	フリガナ				
	住所				
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名					
国債受領希望取扱店名					
フリガナ					
国債の償還金の希望支払場所					
戦没者の父母等が受けている給付の種別	※ 01　公務扶助料 02　特例扶助料 11　遺族年金		12　特例遺族年金 21　遺族給与金 22　特例遺族給与金 31　旧令共済組合殉職年金		32　郵政省共済組合殉職年金 33　国鉄共済組合殉職年金 34　日本電信電話公社共済組合殉職年金
受けていない場合はその理由					
遺族国庫債券（弔慰金）を受けた者がいるかいないかの別	※ 1　いる 2　いない		受けた者の氏名及び戦没者等との続柄		

上記により、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。

平成　　年　　月　　日

電話

氏名　　印

厚生労働大臣
知事　　殿

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）